

## 規制シート(様式)

190195102420001

平成28年12月13日

規制の名称	モーターボート競走場又は場外発売場の設置に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	海事局総務課 課長 柏木隆久
規制目的	モーターボート競走の公正かつ安全な実施を確保すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モーターボート競走場又は場外発売場(以下「競走場等」という。)を設置しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</li> <li>・競走場等の設置者は、その競走場等の位置、構造及び設備を基準に適合するように維持しなければならない。</li> </ul>	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	場外発売場の設置に関する手続きを明確化(平成19年)	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	勝舟投票券発売行為は、形式上、刑法で禁止されている富くじ発売行為に該当するが、海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図ることを目的として制定されたモーターボート競走法による行為として、例外的に認められている。 当該規制はモーターボート競走の公正かつ安全な実施を確保するために維持する必要がある。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		